

令和7年第4回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和7年9月10日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年9月10日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	まちづくり推進課長 中川 泰成
保健福祉課長 見並 智俊	税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長 平生 公一
産業振興課長 里中 和樹	教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 山口 成人
監 査 委 員 大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告

報告第 7号	玉城町財務書類の概要（令和5年度決算）
報告第 8号	令和6年度玉城町一般会計・特別会計・公営企業会計決算審査意見書（総括）
報告第 9号	令和6年度玉城町一般会計及び特別会計決算審査意見書（概要）
報告第10号	令和6年度玉城町公営企業会計決算審査意見書（概要）
報告第11号	令和6年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
報告第12号	例月出納検査結果報告書（令和7年5月分～7月分）
 - 第 4 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 議案第49号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて
- 第 7 議案第 5 1 号 令和 6 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 5 2 号 令和 6 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 5 3 号 令和 6 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 0 議案第 5 4 号 令和 6 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 1 1 議案第 5 5 号 令和 6 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 1 2 議案第 5 6 号 令和 6 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 3 議案第 5 7 号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 5 8 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 5 9 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 6 0 号 町税条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 6 1 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 6 2 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第 1 9 議案第 6 3 号 玉城町水道法施行条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 6 4 号 令和 7 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 1 議案第 6 5 号 令和 7 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 6 6 号 令和 7 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 6 7 号 令和 7 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 6 8 号 令和 7 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 第 2 6 請願第 4 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第 2 7 請願第 5 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 第 2 8 請願第 6 号 防災対策の充実を求める請願

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第4回玉城町議会定例会を開会します。

なお、現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会における上着の脱着を許可するとともに、昨年度より実施の玉城ポロシャツを、本日および最終日に着用としておりますので、ご了承願います。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 令和7年第4回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には、平素から玉城町政の推進のために格別のご支援を賜っておりますことを、厚くお礼を申し上げる次第であります。

若干の町の様子をお話をさせていただきまして、挨拶に代えさせていただきます。

大変暑い日が続いておる中ではございますけれども、2学期が始まりまして、小中学生、子供たちの元気な姿が戻ってまいりました。何よりも、子供たちにとっていい環境をつくっていく、これが私たちの使命でございます。特に、年次計画で進めておりますところの長寿命化の施設の整備をはじめとするところの施設整備を進めていく必要があると、こんなふう考えておる次第であります。

また、町政70周年を迎えた年であります。特に町の皆さん方が大変、毎年楽しみにしていただいております、お城広場での夏祭り、もうお城広場あふれんばかりの人でございましたし、また、三重高校のダンス部、全国トップクラスのダンス部の皆さん、100名の皆さん方の情熱あふれるダンスには感動をいたしました。そして、遠く沖縄県南城市のほうからも津波古会長さんはじめ役員の皆さん方も盛り上げて、ご参画をいただきました。本当に商工会の皆さん方に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

今後も、町政70周年を記念いたしますところの記念事業を、順次、開催をしてまいりますので、ぜひ、多くの皆さん方にご参加を賜りたいと思います。

また、先般、私も近隣の市町長と一緒に調印をさせていただいたベビーファースト運動でございます。特に、この地域を、あるいは全国的にも、若い次のリーダーの皆さん方が地域貢献の活動をなさっておられるわけございまして、JA伊勢の・・・理事長はじめ、真剣にこの地方の少子化対策を何とかしていかなくてはならんと、そんな中で、子育てを応援していこう、こういう取組を多くの皆さんに参画をしていただく、もうやがて90社を超える管内の事業所の皆さん方がこの事業に参画をいただいたという

ことをございました。

町といたしましても、皆さま方のご理解を賜りながら、玉城町で安心して子供を産み育てるまちづくりの具体的な施策を進めさせていただいておるわけでありまして、同時に、結婚を希望される皆さん方におかれましての、いろんな相談の窓口を、そしていろいろな関わりを持たせていただく、そういう取組の強化が必要ではないかと、こんなふうに考えておる次第であります。

また、毎年毎年、大災害が日本列島で起こっておる、そういう時代でございますから、町といたしましての防災力の強化をしていくことが重要でありまして、特に、この7月から伊勢の消防本部で大変活動なさっておられました中村昌人さんを配属をさせていただきまして、いろいろな指導をしていただいておりますということでございます。

やはり、ふだんからの備えがあれば、いざのときに少しは安心ということでございます。共助の取組はどんどん進めていきますと同時に、自助、共助、この備えを皆様方をお願いをしていく、そのために、10月から各避難所での訓練も実施をさせていただき、こういう予定を持っておる次第でございます。

以上、報告とさせていただきながら、今回、本定例会におきましては、決算認定、条例改正、補正予算など21の議案についてご審議を賜るわけでありまして、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

8番 山路 善己 議員 9番 前川さおり 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、本日から9月24日までの15日間を会期とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小林 豊） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

報告第7号 玉城町財務書類の概要（令和5年度決算）、報告第8号 令和6年度玉城町一般会計・特別会計・公営企業会計決算審査意見書（総括）、報告第9号 令和6年度玉城町一般会計及び特別会計決算審査意見書（概要）、報告第10号 令和6年度玉城町公営企業会計決算審査意見書（概要）、報告第11号 令和6年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第12号 例月出納検査結果報告書（令和7年5月分ないし7月分）を、また、まちづくり推進課から令和6年度主な施策の成果を、教育委員会事務局から令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告書が提出されていますので、その写しをお配りいたします。また、21世紀のエネルギーを考える会みえより要望書が提出されましたので、机上配付いたしました。

以上で、諸般の報告は終わります。

それでは、議事に入ります。

◎日程第4 議案第48号ないし日程第12 議案第56号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第12 議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額78億3,906万3,820円に対し、歳出総額は76億505万5,203円で、歳入歳出差引は2億3,400万8,617円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は1億3,329万5,617円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は、20億9,568万8,133円で、前年度対比4,278万5,987円増加、率にして2.1%の増加であります。

地方交付税は20億9,409万7,000円で、前年度対比7.5%増となりました。

ふるさと応援寄附金は1億9,525万9,500円で、前年度対比8,142万9,324円の減額、率にして29.4%減額となりました。ふるさと応援寄附金につきましては、全国から多くの方々に応援いただきましたこと、この場を借りてお礼を申し上げます。

次に、歳出の状況について、令和3年度から始まりました第6次総合計画の目標に合わせて説明いたします。

まず、「人と文化が育ち、愛着が感じられるまち」の主なものとして、保育所、児童

館などの子育て施設の運営並びに子育て世帯への支援を行い、またハード面では、前年度に引き続き、小学校トイレの洋式化、老朽化した中学校の改修、田丸城址の石垣改修など施設の整備を進めました。

次に、「みんなが健康で、ともに支えあうまち」としては、健康づくり事業の推進をはじめ、母子保健事業、高齢者、障害者福祉の向上を図ってまいりました。

次に、「良好な環境の中で、安全に暮らせるまち」は、防災対策では、災害時に備え、ハザードマップを更新し、防災用トイレトラック、防災用ドローン、防災倉庫用パワーリフターの配備等、災害に備えた防災資機材の整備や自主防災組織への活動費及び組織発足のための啓発を行い、交通安全・防犯対策は、各種啓発活動をはじめ、通学路へグリーンペイントなどの施設整備を行い、防犯灯、防犯カメラの増設、特殊詐欺防止機器購入補助金交付等を行いました。

また、環境保全対策においては、地球温暖化防止の推進のため、太陽光発電設備や蓄電池設置の補助事業及び防犯灯LED化推進事業を行い、ごみ減量化の推進に伴う生ごみ処理機購入補助事業を行いました。

次に、「まちの活力を高め、持続的に発展できるまち」では、外城田川の防災対策工事、町道の維持修繕、農業基盤整備等、ハード整備を継続しつつ、基幹産業の農業振興と商工振興を図りました。

最後に、「ともにつくる効率的な地域運営のまち」では、地方創生交付金事業として、関係人口深化・拡大事業及び書かない窓口導入事業の2事業を推進しました。また、書かない窓口等のデジタル化は、令和6年11月より運用開始しました。

令和6年度も、掲げるまちの将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」、また、第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現を目指し、誰一人取り残すことなく、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、町の将来像の実現に向けた施策・事業の着実な推進に努めました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第49号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

財政運営の主体は県であり、町は特定健康診査等の保健事業に力を入れ、医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に努めてまいりました。

令和6年度決算の歳入総額は15億1,843万9,112円で、このうち保険料収納額は全体の18.6%に当たる2億8,295万7,443円でした。

収納率は93.2%で、前年度より0.65ポイント増加しました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

歳出総額は14億8,915万577円、このうち保険給付費は10億155万7,351円で、三重県に納付する国民健康保険事業納付金は4億2,722万7,534円、特定健康診査等の保健事業費は2,551万2,018円でした。

歳入歳出差引残額は2,928万8,535円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明させます。

次に、議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパシア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で29年5か月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ217万4,849人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。令和6年度の入浴者数につきましては、前年より5,002人上回り、年間5万7,776人、営業日数308日で、1日平均187人となりました。館内喫茶コーナーでは、新たに昨年6月よりチャレンジショップオーナーが営業を開始、また、集客を目的として常設する温泉ピアノで、様々な演者の方とのコラボレーション企画として、ハロウィンやクリスマスなどのコンサート企画を実施、ふるさと味工房アグリでは「チビッコまつり」、マルシェやハンドメイド市を開催し、多くの方にご参加いただきました。

決算の概要につきましては、歳入総額5,775万8,285円に対し歳出総額4,911万3,285円となり、歳入歳出差引残額は864万5,000円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明させます。

次に、議案第51号 令和6年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画に基づき、全ての住民が必要に応じた支援を受けながら共生する地域共生社会の実現に向け取り組んでまいりました。

令和6年度決算の歳入総額は15億5,780万81円で、このうち保険料収納額は3億4,126万7,306円でした。

保険料の収納率は99.8%で、前年度比較で0.1ポイント増加、歳出総額は15億992万9,925円で、このうち保険給付費は13億8,649万7,925円で、歳入歳出差引残額4,787万156円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第52号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度の運営は県内の全市町が加入する広域連合が行い、町は保険料の徴収、申請の受付などを行っています。

令和6年度決算の歳入総額は3億7,524万2,798円で、このうち保険料収納額は1億6,000万3,731円でした。収納率は99.9%で前年度比較0.2ポイント増加しました。

歳出総額は3億6,973万2,842円で、このうち広域連合への納付金は3億6,538万1,632円となり、歳入歳出差引残額は550万9,956円となりました。

なお、詳細は会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第53号 令和6年度玉城町病院事業会計決算の認定について、提案理由を

申し上げます。

病院事業は、地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践とともに、在宅医療の支援にも努めました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益7億7,111万4,962円に対し、税込みの事業費用は8億1,113万3,151円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常損失として3,905万1,010円を計上し、当年度純損失も同額の3,905万1,010円といたしました。

また、当年度未処分利益剰余金として、前年度未処分利益剰余金を加えた3億8,585万7,463円を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入は3,624万4,000円、支出は7,048万3,707円となり、収入が支出に不足する額3,423万9,707円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和6年度においては、給水人口は減少したものの給水件数は安定しており、給水収益は前年度と比較し0.8ポイント増加いたしました。また、安定的かつ効率的な給水確保を目的に、配水管の更新及び道路改良工事に伴う布設替えを実施しました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益3億2,010万9,311円に対し、事業費用は2億8,376万8,232円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は税抜きで3,057万6,459円となり、その他の未処分利益剰余金変動額3,206万4,175円と合わせた6,264万634円を当年度未処分利益剰余金とし、うち3,206万4,175円を資本金に、3,057万6,459円を減債積立金として処分しようとするものです。

続いて、資本的収支においては、収入511万1,755円に対し支出9,680万4,885円となりました。資本的収支差引きによる不足額9,169万3,130円は、減債積立金などで補填しました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第55号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、経営収支の状況でございますが、収益的収支において、事業収益3億6,240万1,508円に対し事業費用3億8,027万4,923円となりました。その結果、今年度は経常損失として2,073万3,411円を計上し、特別利益、特別損失を差引きし、当年度純損失を1,787万3,415円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金を合わせた8,698万8,055円を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入は55万8,000円、支出は111万7,303円となり、収入が支出に不足する額55万9,303円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細は病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益7億3,659万6,040円に対し事業費用は6億2,654万8,419円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は、税抜きで1億43万5,128円となり、前年度繰越利益剰余金23万8,549円と合わせた1億67万3,677円を当年度未処分利益剰余金とし、処分せず繰越利益剰余金とするものです。

続いて、資本的収支においては、収入2億958万5,120円に対し支出4億9,133万141円となりました。資本的収支差引きによる不足額2億8,174万5,021円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

また、建設改良費1,033万4,000円を翌年度へ繰り越す決算といたしました。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 真砂会計管理者。

○会計管理者（真砂 浩行） 会計管理者、真砂。

議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、補足説明をいたします。

歳入総額78億3,906万3,820円に対し歳出総額76億505万5,203円、歳入歳出差引残額2億3,400万8,617円となり、歳入歳出それぞれ前年度と比較しますと、歳入で3.7%の増加、歳出で4.9%の増加となりました。

歳入より説明します。

1、2ページ、お願いいたします。

1款町税、収入済額20億9,568万8,133円、前年比較4,278万5,987円、率にして2.1%の増加となりました。町税全体の収入割合は、対調定で前年度と同じ99%となりました。

なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において、所在不明、倒産、時効の成立などの理由により65万8,844円の不納欠損処分をいたしました。

また、町税における収入未済額は前年度比221万140円の増加、率にして11.6%増加し、

2,131万3,002円となりました。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金は、算出基準に基づき記載金額の交付を受けたものでございます。

次に、14款分担金及び負担金は、主に過年度分を含む保育料であります。

15款使用料及び手数料について、収入未済額は住宅使用料で現年度分と過年度分を合わせ869万2,615円となり、また、住宅使用料の現年度分収入率は98.3%となり、前年と比較して2.7%上昇いたしました。

次に、3、4ページ、19款寄附金は2億1,297万7,627円で、前年と比べ6,554万4,485円減少いたしました。主な理由は、企業版ふるさと応援基金が減少したことに加え、ふるさと応援寄附金の返礼品であるお米の売り切れが主な要因の一つと考えております。また、返礼品について、5品目増やし203品目といたしました。

20款繰入金は、それぞれ実施いたしました事業の財源調整のため1億9,890万円で、前年度と比較して2億7,718万2,607円減少いたしました。

22款諸収入は、延滞金、加算金及び過料をはじめとする収入で、収入未済額3,094万568円は、住宅新築資金等貸付事業から引き継いだ貸付金元利収入と保育給食費の未収金でございます。

次に、歳出を説明いたします。

7、8ページ、お願いいたします。

歳出は、全体で94.1%の執行となり、前年度の93.3%より0.8ポイント増加いたしました。また、翌年度への繰越額は、総額で3億3,711万4,000円となりました。

歳出全般では、人件費において、給与関係は人事院勧告に準拠し、初任給をはじめ若年層に重点を置いて平均で2.76%の引上げ、期末・勤勉手当についても0.1月引上げを行い、会計年度任用職員も同様の改定を行い、令和6年4月に遡り、差額支給を実施いたしました。

物価高騰対策といたしましては、定額減税しきれないと見込まれる方への不足額給付、非課税世帯及び低所得者世帯等に向け特別給付金の給付を行い、給食費の補助、また前年度に引き続き、新小中学生を対象とした入学祝い金の支給、中学校3年生を対象とした卒業祝い金の支給を行いました。

これよりの説明は、事項別明細書で主なものを説明いたします。

45ページ、46ページ、お願いいたします。

1款議会費、支出済額7,254万5,179円で、前年対比0.3%増加、2款総務費、支出済額10億2,015万8,240円で、前年対比11.9%の減少であります。翌年度繰越額1億8,143万2,000円は、町政70周年記念式典に係る経費、交通安全対策の工事費、地域情報化推進の委託料を繰り越しました。

51ページ、52ページ、5目財産管理費は、庁舎レジリエンス強化事業実施設計業務委託料及び各基金積立金への支出、同ページ下段から次ページ、6目企画費は、主なもの

で、路線バス運行委託料、総合計画策定業務やふるさと納税返礼品管理業務委託料、ふるさと納税申込みサイト使用料であります。

7目交通安全対策費は、主に通学路のグリーンペイントの施工、カーブミラー等の交通安全施設の設置を行い、施工時期の標準化の取組で一部工事費を翌年度へ繰り越しました。

8目地域情報化推進費では、住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指す、自治体システムの標準化の移行に向け、玉城町総合住民情報システム標準化対応業務委託料を翌年度へ繰り越しました。

55ページ、56ページ、9目諸費の工事請負費は、街路灯及び防犯カメラの設置に係る費用、10目地方創生推進費は、地方創生推進交付金事業で、田丸駅交流施設を中心とした関係人口深化・拡大を図る事業委託や書かない窓口の導入、または集落支援事業や地域おこし協力隊募集の支援事業などへの支出をしました。

63ページ、64ページ下段。

3款民生費では、支出済額26億5,546万564円で、前年対比9.6%の増加でございます。

次ページ、1項社会福祉費について、1目社会福祉総務費は、生活保護申請手続や訪問、生活指導及び現地保護、社会福祉協議会の運営及び福祉団体への活動補助、バス運行委託事業などのほか、国保、介護、後期高齢の各保険事業の特別会計へ支出いたしました。また、低所得世帯支援臨時交付金を翌年度へ繰り越しました。

69ページ、70ページ、6目児童手当費の受給者は、令和6年10月より対象年齢が中学生から高校生までに拡大されたことから、前年度より169人増加し、1,306人へ支給いたしました。

71ページ、72ページ、9目福祉・保健施設費では、保健福祉会館の維持管理経費ほか、空調設備及びボイラー等機器設備の改修工事へ支出いたしました。

2項児童福祉費について、1目児童福祉総務費は、保育給付等補助事業、地域子育て支援事業のほか各種事業を実施し、2目児童福祉施設費は、保育所運営費並びに児童クラブ運営委託費が主な支出であります。1項同様、低所得世帯臨時交付金こども加算について、翌年度へ繰り越しました。

75ページ、76ページ下段から、4款衛生費支出済額は4億5,382万5,020円で、1項の保健衛生費では、各種検診、予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理に係る伊勢広域環境組合負担金及び合併浄化槽、ゴミ収集・減量化などの経費を支出いたしました。

ゴミ排出量は4,256トン、前年対比で216トン減少、率にして4.8%減少となりました。

81ページ、82ページ、お願いします。

5款労働費、支出済額2,312万1,000円は、玉城町生涯現役促進協議会に係る経費、中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金と労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・生活資金等の貸付けのための自治体協調融資貸付金であります。

続きまして、6款農林水産費、支出済額2億9,495万4,247円、前年度比18.2%の増加です。

85ページ、86ページ、お願いします。

5目農地費は、世古・坂本地区でため池改修に伴う計画策定を行い、また妙法寺及び勝田地区の排水路の改修工事を施工いたしました。負担金、補助及び交付金については、かんがい排水及び農道整備に係る事業負担金や関係団体への負担金支出によるものです。

2項林業費では、森林環境教育事業として、映画、講演会及びタレントトークショーを実施いたしました。

同ページ下段、7款商工費は、支出済額1億8,553万8,600円、前年度対比22.6%の減少で、主な要因は、国庫交付金減少に伴い、地域通貨たまネーに伴う費用の支払いが減少したものでございます。また、物価高騰応援キャンペーン、たまネー負担金を翌年度へ繰り越しました。

87ページ、88ページ下段、8款土木費は、支出済額6億329万4,826円で、前年度比21.3%の増加となりました。主な要因は、道路及び河川工事費の支出が増加となったことによるものでございます。

91ページ、92ページ、2項道路橋梁費は、道路維持修繕並びに道路新設改良の支出で、道路メンテナンス事業では橋梁長寿命化工事、防災安全交付金事業では道路拡張工事、また、起債事業、緊急自然災害防止事業で、幹線道路のオーバーレイ工事のほか、老朽化したモルタル吹きつけのり面の改修及び補強対策工事を行いました。工事費の一部を、施工時期標準化の観点により翌年度へ繰り越しました。

3項河川費は、維持管理経費をはじめ、継続して外城田川の河道掘削及び護岸補強を行いました。

93ページ、94ページ、お願いいたします。

4項都市計画費は、都市計画に係る事務、公園事業のほか、地籍調査を行い、地籍調査については、過年度業務の遅延解消への取組とともに、新規地区として、元町、萱町周辺の一筆地調査を行いました。翌年度繰越委託料は、田丸城址外堀護岸の測量設計に係る経費であります。

95ページ、96ページ、9款消防費は、支出済額3億170万5,574円で、前年度比6.4%の増加となりました。

1項消防費は、常設消防費の伊勢市への広域消防委託業務費をはじめ、消防団運営に関する経費、水防費や災害対策費へ支出いたしました。防災対策費では、備品購入費で、防災対策用ドローンのほか資機材の購入をいたしました。

99ページ、100ページ、お願いいたします。

10款教育費は、支出済額9億2,137万986円、前年度比29.3%の増加となりました。

103ページ、104ページ、2項小学校費は、トイレ洋式化改修工事をはじめ施設老朽化に伴う空調機器の一部更新を実施いたしました。翌年度繰越額は、外城田小学校の擁壁

改修に係る工事費及び委託費でございます。

105ページ、106ページ、3項中学校費は、体育館横の環境整備といたしまして、土間コンクリートを設置、老朽化した中学校校舎の外壁ほか電気機械設備の改修を行いました。

次ページ、4項社会教育費は、文化財保護に係る管理経費のほか田丸城址の石垣復旧に向けた調査設計業務に支出し、工事及び施工管理に係る委託料を翌年度へ繰り越しました。

113ページ、114ページ、5項保健体育費は、町体育協会・全国大会出場選手等への補助、体育施設の維持管理へ支出しました。

次ページ、11款災害対策費は、支出済額688万4,646円で、2項農林水産施設災害復旧費において、去年8月台風により被害を受けた外城田地区において、農業排水復旧工事を実施しました。

117ページ、118ページ、12款公債費、支出済額4億7,547万7,794円は、地方債の元利償還金であります。

13款諸支出金、支出済額5億9,071万8,527円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金や国・県への返納金です。

次ページ、最下段、歳出合計、当初予算額66億4,800万円、補正予算額10億8,255万9,000円、令和5年度からの繰越事業費繰越額3億4,848万1,000円、計80億7,904万円に対し、支出済額76億505万5,203円、翌年度繰越額繰越明許費が3億3,711万4,000円で、不用額1億3,687万797円となりました。

121ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引きました歳入歳出差引額は、2億3,400万8,617円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の1億71万3,000円を差し引きました実質収支額は、1億3,329万5,617円となります。この実質収支額について、歳計剰余金の処分、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を6,700万円といたしました。

122ページ以降には財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただくようお願いいたします。

以上、一般会計決算補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第49号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

令和6年度末の被保険者数2,734人、前年比較190人の減少となりました。これは転出、社保の加入、死亡等のほか、後期高齢者医療へ移行したことが要因でございます。

歳入から説明いたします。

1、2ページ、お願いいたします。

1款国民健康保険料、収入済額2億8,295万7,443円で、収納率は現年度分97.0%、滞

納繰越分24.0%、合わせて93.2%となりました。また、滞納繰越分について、77万8,900円を不納欠損処分いたしました。

3款県支出金、収入済額10億5,915万6,933円は、保険給付に係る普通交付金及び保険者努力支援、その他特別交付金であります。

5款繰入金、収入済額1億5,503万5,891円は、保健事業の財政を安定させるため、法定外繰入れを含む一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

1款総務費、支出済額2,797万5,408円は、主に職員人件費及び保険料の賦課徴収に係る事務経費等であります。

2款保険給付費、支出済額10億155万7,351円は、前年度と比較して0.6%増加いたしました。

3款国民健康保険事業納付金、支出済額4億2,722万7,534円は、県への財政主体一元化に伴う負担金であります。

4款保健事業費、支出済額2,551万2,018円は、成人病健診と特定健康診査等の経費でございます。

7款諸支出金、支出済額682万7,862円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金並びに県支出金の過年度精算に伴う返還金です。

19ページ、20ページをお願いいたします。

下段、8款予備費充用額8,000円は、戻りまして、11ページ、12ページの下段、1款総務費、2項徴収費、4目共済費の備考欄に記載した内容で、不足した職員共済費へ充用いたしました。

21ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億1,843万9,112円、歳出総額14億8,915万577円、歳入歳出差引額2,928万8,535円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

議案第50号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

ふれあいの館の令和6年度利用者数は5万7,776人、営業日は308日、日平均で187人となり、前年度比5,002人の増加、率にして9.5%の増加となりました。

歳入から説明します。

1ページ、2ページ、お願いします。

1款使用料及び手数料、収入済額2,040万8,250円、弘法温泉入浴者の使用料でございます。

3款諸収入、収入済額207万3,494円、入浴関係用品販売収入、テナント料等でございます。

5款繰入金、収入済額3,425万9,548円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰り入れたものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページ、お願いいたします。

1款管理運営費、支出済額4,911万3,285円、アスピーア玉城施設全体の維持・管理経費及び入湯税であります。翌年度繰越額764万5,000円は、原水タンク取替工事に繰り越しました。

2款予備費は、予算額全額を不用額といたしました。

9ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5,775万8,285円、歳出総額4,911万3,285円、歳入歳出差引額から翌年度繰越額を除いた額100万円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

議案第51号 令和6年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明申し上げます。

当町における高齢化率は増加傾向であり、65歳以上の第1号被保険者の数は、令和6年度末で4,186人と前年度比較20人減少、また要介護及び要支援認定者数は、第1号、第2号被保険者合わせて787人と前年度より10人増加しました。

歳入から説明いたします。

1、2ページ、お願いいたします。

1款保険料、収入済額3億4,126万7,306円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料です。収納率は、現年度分の99.9%、滞納繰越分67.4%、合わせて99.8%となりました。

2款国庫支出金、収入済額3億5,507万3,197円は、介護給付費、地域支援事業費に係る国庫負担分と保険者努力支援等に係る補助金でございます。

3款支払基金交付金、収入済額3億8,526万1,906円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分と、地域支援事業に係る交付金です。

4款県支出金、収入済額2億1,404万4,122円は、介護給付費、地域支援事業費に係る県負担分でございます。

6款繰入金、収入済額2億4,779万8,988円、このうち一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び人件費を含む運営事務費が主なものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページ、お願いいたします。

1款総務費、支出済額3,081万5,133円は、主に職員人件費1人分、保険料賦課徴収及び要介護認定の経費であります。

2款保険給付費、支出済額13億8,649万7,925円は、歳出総額の91.8%を占めております。

3款地域支援事業費、支出済額7,339万1,473円は、地域予防事業や地域包括支援センター等への経費であります。

4款保健事業費、支出済額270万3,800円は、保険者努力支援交付金を活用した高齢者の居場所運営事業経費であります。

6款諸支出金、支出済額1,642万3,601円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金、国・県支出金及び支払基金交付金の過年度精算に伴う返還金であります。

19ページ、20ページ、お願いします。

下段、7款予備費充用額8万3,000円について、15ページ、16ページ中段、1款3項2目認定調査費等費への介護認定に伴う主治医意見書件数が見込みより増加したことにより充用しました。

21ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億5,780万81円、歳出総額15億992万9,925円、歳入歳出差引額4,787万156円が実質収支額となり、地方自治法第233条の2の規定により基金繰入額を2,400万円とし決算いたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

議案第52号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1ページ、2ページ、お願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億6,000万3,731円、収納率は、現年度分、滞納繰越分と合わせ99.9%で、令和6年度末の被保険者数は2,397人で前年度比較63人増加いたしました。また、滞納繰越分について1万8,979円を不能欠損処分といたしました。

3款繰入金、収入済額1億9,674万6,295円は、事務経費のほか、広域連合への納付金等、一般会計から繰り入れたものです。

次に、歳出を説明いたします。

3ページ、4ページ、お願いいたします。

1款総務費、支出済額420万4,802円は、保険料徴収等の事務経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額3億6,538万1,632円は、広域連合事務経費と療養給付費及び保険基盤安定制度の町負担分並びに収納した保険料を納付したものです。

3款諸支出金、支出済額14万6,408円は、賦課更正に伴う過年度保険料の還付金でございます。

13ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億7,524万2,798円、歳出総額3億6,973万2,842円、歳入歳出差引額550万9,956円が実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 提案説明、補足説明の途中でございますが、10分間休憩したいと思います。

(午前10時04分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

病院老健事務局 竹郷事務局長。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局長、竹郷。

それでは、所管いたします議案第53号、55号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第53号 令和6年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、業務量の説明を申し上げます。

議案書14ページをお開きいただきますようお願いいたします。

入院においては、令和3年度に増床した地域包括ケア入院医療管理料の算定の病床20床を継続し、近隣病院との連携強化やきめ細やかな入退院調整をすることにより、年間延べ入院患者数は1万7,928人、前年度比較増減で308人の増、日平均49.1人、病床利用率は約98.2%でありました。

外来においては、内科の患者様を本泉先生による総合診療でのフォローと新型コロナウイルス感染症や発熱症状がある際の診療検査ができる医療機関として、引き続き、感染予防対策を講じながら、自院での検査を含め、発熱外来対応を実施しました。

外来患者数は延べ2万3,505人、令和5年度の新型コロナワクチンの接種人数、5,302人を含まない前年度比較増減で347人の増、日平均96.7人でありました。

続いて、収益的収入及び支出の説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

こちらの収益的収支につきましては税込み金額にて計上をいたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

初めに、収入でございます。

病院事業収益は、予算額7億5,682万5,000円に対しまして、決算額は7億7,111万4,962円となり、予算対比では1,428万9,962円の収入超過となりました。執行率といたしましては約101.9%でございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用予算額8億3,550万6,000円に対しまして、決算額は8億1,113万3,151円となり、不用額2,437万2,849円となりました。執行率は約

97.1%でございます。

続きまして、損益計算書を説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

ここからの金額の計上につきましては、税抜き金額でございますので、さきの決算報告書の金額と合致いたしませんので、よろしくをお願いいたします。

初めに、医業収益でございますが、入院収益4億4,427万2,367円で前年度比1.5%の減、診療報酬会計による算定区分の細分化などによる収益減少が主な要因であります。

外来収益1億4,283万4,500円で前年度比3%の減、発熱外来の検査数減少によるものが主な要因であります。

その他医業収益5,640万9,010円で前年度比28.9%の減、全額公費負担の新型コロナワクチン接種の終了による公衆衛生活動収益の減少が主な要因であります。

これら医業収益を合わせまして、6億4,351万5,877円で前年度比約5%の減、金額にして3,410万8,512円の減額となりました。

次に、医業費用でございますが、職員の給与費が5億2,188万4,879円、前年度比約3.9%の増、薬品費等の材料費が5,801万8,886円、前年度比約8.8%の減、医薬品費の減少が主な要因であります。

経費が1億4,002万9,675円、前年度比約7.8%の増、令和4年度に導入しましたMRIのメーカー保証が終了したことによる保守委託料の増加、空調設備の不具合による施設修繕費の増加が主な要因であります。

その他減価償却費、研究研修費のそれぞれの費用を合わせまして、合計7億6,431万2,339円、前年度比約2.2%の増となりました。

この結果、医業収支の医業損失といたしまして1億2,079万6,462円、医業収支比率約84.2%となりました。

また、医業外収益におきましては、一般会計からの運営費補助48万2,000円、負担金8,249万円、その他収益と合わせまして、合計1億1,388万3,456円となりました。

医業外費用では、企業債支払利息765万437円のほか、それぞれの費用と合わせまして合計3,213万8,004円となりました。

結果、経常収支といたしまして、3,905万1,010円の経常損失となりました。

また、令和6年度におきましても、昨年に引き続き、三重大学医学部寄附金口座への寄附金として、特別利益及び特別損失にそれぞれ830万円を計上し、当年度純損失を3,905万1,010円とし、前年度未処分利益剰余金4億2,490万8,473円を加え、当年度未処分利益剰余金を3億8,585万7,463円といたしました。

以上、科目別明細につきましては、キャッシュフロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付をいたしておりますので、後刻ご高覧賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書2ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

収入では、予算額3,624万4,000円に対しまして、決算額は3,624万4,000円となり、支出では、予算額7,048万5,000円に対して、決算額7,048万3,707円であります。この収支不足額3,423万9,707円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、建設改良費743万500円につきましては、議案書17ページをお願いいたします。

4、会計、(3)物品購入に関する事項に記載のとおり、カートリッジ方式全自動酸化エチレングス滅菌器140万8,000円、他項目自動血球分析装置602万2,500円、購入費用合計で743万500円であります。なお、他項目自動血球分析装置の購入につきましては、国民健康保険調整交付金の補助を受け、整備をいたしました。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を、6ページに剰余金処分計算書を、7ページから9ページに貸借対照表を、11ページから18ページに事業報告書、また、23ページ以降には、固定資産明細書、企業債明細書と、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、病院事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第55号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、業務量の説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きいただきますようお願いいたします。

施設は、長期短期入所合わせて年間延べ利用者数1万6,320人、前年度増減1,253人の減、日平均44.7人の利用がありました。

続いて、通所リハビリテーション、年間延べ利用者数4,589人、前年度増減1,013人の減、日平均14.9人、訪問看護、年間延べ利用者数2,454人、前年度増減638人の減、日平均10.1人、訪問介護、年間延べ利用者数2,895人、前年度増減80人の増、日平均11.9人、居宅介護支援、年間延べ利用者数1,098人、前年度増減105人の減、1か月平均で91.5人の利用がそれぞれありました。

続いて、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

初めに、収益的収支でございますが、介護老人保健施設事業収益、予算額3億6,555万5,000円に対しまして、決算額3億6,240万1,508円となり、予算対比では315万3,492円の収入不足で、執行率約99.1%でございます。

次に、介護老人保健施設事業費用、予算額3億9,484万円に対しまして、決算額3億8,027万4,923円となり、不用額1,456万5,077円で、執行率約96.3%でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

収入では、予算額55万9,000円に対しまして決算額は55万8,000円、支出では、予算額

111万8,000円に対しまして決算額111万7,303円であります。この収支不足額55万9,303円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続いて、3ページからの損益計算書により、事業ごとの説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

1項施設営業収益2億1,361万9,777円、前年度比約6.6%の減。

これに係ります2項施設営業費用は、給与費等の費用合計で2億7,521万6,856円、前年度比約2.8%の増、差引き6,159万7,079円の営業損失。

3項通所営業収益4,787万6,801円で、前年度比約21.3%の減。

これに係ります4項通所営業費用は、給与費等の費用合計で5,546万2,860円で、前年度比約16.5%の減、差引き758万6,059円の営業損失。

続いて、4ページをお願いいたします。

5項の訪問看護営業収益1,936万5,131円で、前年度比約10.1%の減。

これに係ります6項の訪問看護営業費用は合計で2,026万7,055円、前年度比約9.5%の増となり、差引き90万1,924円の営業損失。

7項訪問介護営業収益1,378万9,990円で、前年度比約5.1%の増となりました。

これに係ります8項営業費用は合計で1,577万7,799円、前年度比約6.6%の増となり、差引き198万7,809円の営業損失。

9項居宅介護支援営業収益1,447万6,510円、前年度比約4.4%の減となりました。

これに係ります10項営業費用は、合計で1,338万610円で、前年度比約3.7%の増となり、差引き109万5,900円の営業利益。

続いて、5ページをお願いいたします。

11項営業外収益、一般会計からの運営費補助金4,602万4,000円及び長期前受金戻入357万6,791円、その他収益と合わせまして合計5,041万3,299円。

12項営業外費用につきましては、企業債支払利息として合計16万9,739円となり、経常収支といたしまして2,073万3,411円の計上損失となりました。

次に、13項特別利益286万円、14項特別損失4円。

この結果、当年度純損失を1,787万3,415円とし、前年度繰越欠損金6,911万4,640円を加え、当年度未処理欠損金を8,698万8,055円といたしました。

以上、科目別明細につきましては、キャッシュフロー計算書を21ページに、収益費用明細書を22ページから28ページに添付をいたしておりますので、ご高覧賜りますようよろしくお願いをいたします。

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を、7ページに欠損金処理計算書を、8ページ、9ページに貸借対照表を、11ページから19ページに事業報告書を、また、29ページ以降には、固定資産明細書、企業債明細書と、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いをいたします。

以上、介護老人保健施設事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

それでは、所管いたします議案54号及び56号の補足説明をいたします。

まず、議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億1,258万3,000円に対して、決算額は3億2,010万9,311円で、752万6,311円の収入増となりました。

決算額の内訳は、営業収益2億9,953万9,954円、営業外収益2,056万9,357円となっております。

下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄3億496万5,000円に対して、決算額は2億8,376万8,232円で、2,119万6,768円が不用額となりました。

決算額の内訳は、営業費用2億6,297万9,071円、営業外費用2,075万6,830円、特別損失3万2,331円となっております。

この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先ほどの決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。

まず、営業収益の合計は2億7,244万5,910円で、主なものは、給水収益2億7,124万3,993円となっており、前年度と比較して218万9,431円、率にしまして0.81%増加いたしました。

収納率は、決算時点で、現年分、過年分、合わせまして87.13%、5月末時点では99.23%となっております。

給水収益の詳細は、年度間の有収水量が195万5,231立方メートルとなり、前年度と比較して6,647立方メートル、率にして0.34%増加いたしました。なお、有収率は84.5%となっております。

給水人口は1万4,895人で、前年度と比較して118人の減少、一方、給水件数につきましては6,389件で、前年度と比較して20件の増加となっております。町全体の人口に対する給水人口の割合は99.57%となっております。

続いて、営業費用の合計は2億5,378万7,110円で、主なものは、原水費6,034万57円、配水費2,148万169円、総係費4,537万9,960円、減価償却費1億2,581万2,234円となっております。営業収支差引きの結果、営業利益は1,865万8,800円となりました。

次に、営業外収益の合計は2,056万1,228円で、主なものは、長期前受金戻入1,908万

347円となっております。

続いて、営業外費用の合計は861万4,178円で、主なものは支払利息及び企業債取扱諸費854万9,241円となっており、営業外収支差引きの結果が1,194万7,050円であるため、営業及び営業外収支を合わせた経常利益は3,060万5,810円となりました。

この経常利益と特別損失2万9,391円を合わせた当年度純利益は3,057万6,459円となり、その他未処分利益剰余金変動額3,206万4,175円と合わせた6,264万630円が当年度未処分利益剰余金となりました。

以上の科目別明細につきまして、収益費用明細書を24ページから27ページに添付しておりますので、後刻ご覧賜りたいと存じます。

次に、5ページをお開きください。

剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の年度末現在高6,264万634円のうち、3,206万4,175円を資本金への繰入れとし、3,057万6,459円を減債積立金へ積立てとするものです。

次に、2ページへとお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄521万8,000円に対して、決算額は511万1,755円で、10万6,245円の収入減となりました。決算額の内訳は、分担金及び繰入金であり、加入者分担金が主なものとなっております。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄1億1,358万5,000円に対して、決算額は9,680万4,885円となり、差引き1,678万115円が不用額となりました。

決算額の内訳は、建設改良費5,952万6,360円、固定資産購入費521万4,350円、償還金3,206万4,175円となっており、資本的収支における不足額9,169万3,130円は、減債積立金3,206万4,175円、過年度損益勘定留保資金5,427万3,819円及び当年度消費税資本的収支調整額535万5,136円で補填をいたしました。

建設改良費における主要工事の概要7件については13ページに、その他の資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから21ページに事業報告書、23ページにキャッシュフロー計算書、24ページ以降に附属明細を添付しております。後刻ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第54号 令和6年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明とさせていただきます。

次に、議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄 7 億 2,674 万 1,000 円に対して、決算額は 7 億 3,659 万 6,040 円で、985 万 5,040 円の収入増となりました。

決算額の内訳は、営業収益 1 億 8,759 万 9,159 円、営業外収益 5 億 4,792 万 2,337 円、特別利益 107 万 4,544 円となっております。

下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄 6 億 4,231 万 9,000 円に対して、決算額は 6 億 2,654 万 8,419 円で、1,577 万 581 円が不用額となりました。

決算額の内訳は、営業費用 5 億 4,737 万 9,087 円、営業外費用 7,893 万 5,736 円、特別損失 23 万 3,596 円となっております。

この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3 ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先ほどの決算報告書とは数字が合致いたしませんので、ご了承ください。

まず、営業収益の合計は 1 億 7,058 万 1,595 円で、主なものは下水道使用料 1 億 7,026 万 793 円となっており、前年度と比較して 290 万 5,380 円、率にいたしまして 1.74% 増加をいたしました。年間の有収汚水量は 141 万 326 立方メートルとなり、公共下水道が経済的に有効となる予定処理区域において、昨年度は 0.41 ヘクタール、整備を拡大しました。公共下水道処理計画区域内の人口 1 万 3,100 人に対する普及率を 97.57% としております。

下水道処理区域内において、実際に下水道に接続し使用している水洗化人口は、事業全体で 1 万 2,157 人、前年度より 13 人増加し、処理区域内人口 1 万 4,345 人に対する水洗化人口の割合である水洗化率全体は 84.75% となります。

続いて、営業費用の合計は 5 億 2,660 万 8,821 円で、主なものは、管渠費 2,136 万 7,675 円、処理場費 1,716 万 6,646 円、総係費 1,881 万 821 円、流域下水道維持管理負担金 1 億 6,364 万 1,895 円、減価償却費 3 億 465 万 7,398 円となっており、営業収支差引きの結果、営業損失は 3 億 5,602 万 7,226 円となりました。

次に、営業外収益の合計は 5 億 3,586 万 6,636 円で、主なものは、他会計負担金及び補助金 3 億 7,529 万 9,000 円、長期前受金戻入 1 億 6,044 万 6,861 円となっております。

次に、営業外費用の合計は 8,015 万 4,892 円となっており、これにより、営業外収支差引きの結果が 4 億 5,571 万 1,744 円となり、経常利益は 9,968 万 4,518 円となりました。

また、特別利益 97 万 6,858 円、特別損失 22 万 6,248 円の収支差引きの結果、75 万 610 円を経常利益に加え、当年度純利益は 1 億 43 万 5,128 円となり、前年度繰越利益剰余金 23 万 8,549 円と合わせた 1 億 67 万 3,677 円が、当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、5 ページをお開きください。

未処分利益剰余金の年度末残高 1 億 67 万 3,677 円については、処分をせず繰越利益剰余金といたします。

以上の科目別明細については、収益費用明細書 20 ページから 21 ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、2 ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で予算額の合計欄 2 億 1,943 万 2,000 円に対して、決算額は 2 億 958 万 5,120 円で、980 万 6,880 円の収入減となりました。これは、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越すことにより、その財源である企業債、国県補助金が令和 7 年度での財源となることから、令和 6 年度決算上の収入としては不要となったことが主な原因となっております。

決算額の内訳は、企業債 1 億 3,840 万円、補助金 5,915 万 7,000 円、負担金 916 万 2,436 円、基金繰入金 286 万 5,680 円となっております。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で予算額の合計欄 5 億 2,198 万円に対して、決算額は 4 億 9,133 万 141 円となり、建設改良費 1,033 万 4,000 円を翌年度へ繰越しをし、差引き 2,031 万 5,859 円が不用額となりました。

決算額の内訳は、建設改良費 1 億 5,933 万 6,411 円、償還金 3 億 3,197 万 3,570 円、基金積立金 2 万 160 円となっており、資本的収支における不足額 2 億 8,174 万 5,021 円は、過年度分損益勘定留保資金 2 億 7,213 万 2,531 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 961 万 2,490 円で補填いたしました。

建設改良費における主要工事の概要 8 件につきましては 12 ページに、その他添付資料といたしまして 4 ページに剰余金計算書、6 ページから 7 ページに貸借対照表、9 ページから 17 ページに事業報告書、19 ページにキャッシュフロー計算書、20 ページから 30 ページに附属明細、31 ページ以降には、注記においてセグメント情報の開示として、公共下水道事業と農業集落排水事業の概要及び令和 6 年度資産等を添付しておりますので、後刻ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第 56 号 令和 6 年度玉城町下水道事業会計決算の認定、これの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

大西栄監査委員。

○監査委員（大西 栄） 監査委員、大西。

今定例会において一括上程されております議案第 48 号ないし議案第 56 号までの令和 6 年度玉城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに各公営企業事業会計決算の認定につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

それでは、報告第 8 号 令和 6 年度玉城町一般会計・特別会計・公営企業会計決算審査意見書（総括）の 1 ページをお開きください。

決算審査は、地方自治法第 233 条及び第 241 条並びに地方公営企業法第 30 条の規定により、去る 6 月 27 日から 7 月 10 日まで、山路善己議員とともに行いました。実施箇所については記載のとおりです。

2ページをお開きください。

審査は、①決算の係数は正確であるか、②予算の執行は議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に行われているか、③会計経理事務は関係法規に準拠し適正に執行されているか、④財産の取得管理及び処分は適正に行われているかなどの点について、慎重に審査を行いました。

審査の結果、予算の執行は、議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に執行されており、また、審査に付された決算諸表は、いずれも関係法規に基づいて正確に作成され、決算に関する係数も関係帳簿、帳票書類と照合し、誤りのないことを確認いたしました。

審査における主な指摘、要望事項につきましては、次のページに記載しております。

3ページをお開きください。

まず、全体といたしまして、一つ、各部署とも職員不足は顕著となっており、通常業務にも支障を来している。正規職員募集については、年2回のみならずに通年での採用も検討され必要な人員の確保を直ちに行っていただくよう、強く要望いたします。

一つ、町税、使用料及び手数料の収納率向上並びに未済額解消は、自主財源の増加につながるものであり、加えて住民間の公平性を維持する上からも一層の努力を期待します。また、新たな滞納者を発生させない取組も、今後も続けていただきたい。

一つ、基金、資金剰余金については、政策金利の動向も踏まえ、また、安全性も十分考慮した上で、可能な限り有利な運用を図られたい。

次に、事業別といたしまして、一つ、ふるさと納税は、寄附額から返礼品を含む必要経費と住民税の流出額を差し引いた額をどれだけ多く確保するかにあります。この制度は、返礼品競争の過熱とか富裕層に有利であるとか、何かと批判の多い制度ではありますが、それは国が決めたルールであることから、今後も特産品のセットなど新たな返礼品の発掘と、寄附額アップに取り組んでいただきたい。

一つ、玉城町の地籍調査の進捗率は、国の調査では2023年3月末で3%であり、このままのペースでは終了までに100年以上かかることになる。地籍調査の遅れは、災害時の復旧作業が遅れる懸念が指摘されていることから、県においても関連事業費を増額しており、町としても進捗がより図られるよう取り組み願いたい。

一つ、窓口のデジタル化事業の推進のため、書かない窓口導入事業を実施したが、決算審査の時点では、受付機器も通路側を向いておらず、また、案内表示もないため、設置場所も分かりづらく、利用しづらい状況にあった。この事業は、住民の方々に自らマイナンバーカードを利用していただき、サービスの向上につなげるものであり、また、カードの活用を図る上からも改善を願いたい。

一つ、令和6年度から、流域下水道維持管理負担金が税別で1立方メートル当たり91円から115円に改定され、前年比4,793万7,000円の負担増となっていることから、近い将来、再度の使用料金の改定、値上げをお願いする必要があるので、町民の方々には細部まで行き届いた分かりやすい説明をお願いしたい。

一つ、玉城病院のMR I、CT等の医療機器については、年間保守料が高額であるため、地域の関係機関にも働きかけ、活用の幅を広げ、利用アップを図られたい。

一つ、検診事業のさらなる充実強化を図るため、肺がん検診については、CT検査も選択できるよう検討願いたい。

一つ、玉城町介護老人保健施設においては、近年、介護職員の確保も難しい状況が続いていることから、事業の見直しも一考願いたい。

なお、詳細につきましては、報告第9号 令和6年度玉城町一般会計及び特別会計決算審査意見書概要並びに報告第10号 令和6年度玉城町公営企業会計決算審査意見書概要をご覧ください。

以上、簡単ではございますが、決算審査報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で監査委員の報告は終わりました。

ここで10分間休憩したいと思います。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時08分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

◎日程第13 議案第57号

○議長（小林 豊） 日程13 議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令一部改正に伴い、玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第14 議案第58号及び日程第15 議案第59号

○議長（小林 豊） 日程第14 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び日程第15 議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意識確認等の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務防災課長から説明をさせます。

次に、議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務防災課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案3ページから5ページ、及び条例改正新旧対照表3ページから4ページをお願いいたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講ずるため、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を規定するため、条文を1条新設し、第19条2として、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合、及び子が3歳に達する前の2回、仕事の育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、配慮を行うよう、任命権者に義務づけるものとなります。

附則で、この条例の施行期日は令和7年10月1日からとなります。

また、経過措置として、この条例の施行日前においても、改正後の第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができるようにしています。

続きまして、議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案7ページから10ページ、及び条例改正新旧対照表5ページから6ページをお願いいたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業等の拡充に係る規定を整備するため、条例の一部改正を行うものとなります。

条例改正の内容といたしましては、部分休業の取得パターンを多様化するため、第22条において従来の部分休業を第1号部分休業に改め、部分休業の取得時間帯について勤

務時間の始めまたは終わりに限る取扱いを廃止します。

次に、第22条の後に、条文4条を新設し、第22条の2において新たに第2号部分休業について規定し、第2号部分休業を1時間単位で取得することを可能とします。

第22条の3では、第2号部分休業について、条例で定める請求期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第22条の4では、第2号部分休業の取得可能時間について定め、1年につき77時間30分、10日を超えない範囲での取得を可能といたします。

第22条の5では、年度途中に部分休業の取得パターンを変更することを可能とする特別の事情について規定します。

附則で、この条例の施行期日は令和7年10月1日からとなります。

また、経過措置として、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合の条例改正後の適用時間について定めています。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎日程第16 議案第60号及び日程第17 議案第61号

○議長（小林 豊） 次に、日程第16 議案第60号 町税条例の一部改正について及び日程第17 議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第60号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方税法などの一部改正によりまして、所要の規定の整備をするために改正するものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明をさせます。

次に、議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本条例は、半島振興法の不均一課税が適用される省令の一部改正を受け、所要の規定の整備をするため改正するものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明をさせます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 税務住民課、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） 税務住民課、梅前。

議案第60号 玉城町町税条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、公示送達の閲覧措置の変更や住民税所得控除の見直し、加熱式たばこの課税標準の見直しが主な改正となります。

それでは、条例改正議案資料、条例改正新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。補足資料9ページ、システムで10ページをよろしくお願ひいたします。

18条の公示送達です。

これまで、納税通知書などの文書の到達が確認できない人は、所在調査の後、掲示場への掲示、いわゆる公示送達の手続を取らなければなりませんでしたが。今回の改正で、この公示事項のデータをインターネットで不特定多数が閲覧できる状態にすること、併せて、町のパソコンで閲覧できるようにすることと改正がされました。

同じく下段の第34条の2、所得控除についてでございます。

特定扶養控除額の拡充と特定親族特別控除が創設されることになりました。特定扶養控除は、これまで19歳以上23歳未満の扶養親族の給与収入103万円以下が対象でしたが、この改正から、123万円以下が対象となっております。また、創設されました特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満の親族について給与収入が123万円を超え188万円以下まで、所得に応じて段階的に控除額が変わるという仕組みになりました。

続いて、36条の2、町民税の申告ですけれども、こちら、扶養控除に特定親族特別控除が追加されるということが記載されております。

次のページ、11ページです。

第36条3の2ですけれども、こちらは扶養親族等の申告書について、特定親族を記載することが追加されております。

そしてその下段から次のページまでの36条の3の3は、公的年金等受給者に係る特定親族のことが記載されております。

中段以降の附則第16条の2の2といたしまして、加熱式たばこの課税標準の特例が追加されました。これまで、加熱式たばこは重量と価格によって、紙巻たばこの本数に換算されていたものを、国のたばこ税見直しに合わせて、1本当たりへと換算する方法に見直しがされることになり、加熱式たばこの税負担水準は上がることとなります。

以上が、主な改正点でございます。

上位法の改正に合わせての一部改正であります。ご理解いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

こちらと同じく、条例改正新旧対照表に基づいて、ご説明を申し上げます。

補足資料15ページ、システムで16ページをご覧ください。

ご覧のように、第1条の第3号を削らせていただきまして、以下の条文を繰り上げようとするものでございます。

以上、国の省令によります一部改正でございます。ご理解いただきましてご承認賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第18 議案第62号

○議長（小林 豊） 次に、日程第18 議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

これは、災害その他の非常の場合において、管理者が認めるときは他の市町村長の指定を受けた者等が取水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう所要の整備を行うものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

それでは、議案第62号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての補足説明を申し上げます。

新旧対照表の17ページをご覧ください。

令和6年度能登半島地震では、上下水道本管の破裂や、宅内配管の被害の規模に対し、排水設備及び給水装置工事が可能な業者数の不足が復旧遅れの原因の一つとして挙げられております。

これらのことを踏まえ、早期の復旧と適正な工事が実施できるよう、災害その他非常の場合において、下水道事業及び水道事業の管理者、町長になりますが、が認めた場合に限り、排水設備及び給水装置工事の施工を、他の市町村長または他の市町村長が指定をした者が行えるよう条例の一部を改正するものです。

なお、第2条玉城町水道事業の設置等に関する条例並びに第3条玉城町公共下水道条例についても、同様の理由によりその一部を改正するものです。

以上、議案第62号の補足説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第19 議案第63号

○議長（小林 豊） 次に、日程第19 議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

これは、国が布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、当町においても安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保するため、国と同様に改正を行うものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

それでは、議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

新旧対照表19ページをご覧ください。

水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保を目的として、水道法施行令及び水道法施行細則の一部が改正され、学歴及び学科要件における土木工業科（土木科）以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等が行われたことにより、本条例において所要の改正をするものでございます。

以上、議案第63号の補足説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第20 議案第64号ないし日程第24 議案第68号

○議長（小林 豊） 次に、日程第20 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第24 議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億793万8,000円を追加し、予算総額79億3,563万4,000円とするものです。

歳入の主なものとしまして、町税の増額、地方特例交付金及び地方交付税については、普通交付税額の算定額確定に伴う増額計上、国庫・県支出金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめ、補助金の内示等見込みにより増減しており、新規に、玉城町産米の新たな販路に係る調査事業の中山間地域所得確保推進事業県補助金を計上しております。

繰入金では、森林環境譲与税基金繰入金を新規計上するほか、ふるさと応援基金繰入金を増額計上、繰越金につきましては、額の確定により増額計上を行いました。

町債では、農地事業に係る緊急自然災害防止対策事業債を増額、防災対策事業に係る緊急防災・減災事業債を新規計上しています。

歳出については、人事異動に伴う人件費等を各科目で調整しております。

総務費では、駅前駐輪場屋根設置に係る工事請負費や、3年に一度の土地鑑定評価の委託料を増額計上、民生費では、保健福祉会館及び保育所に係る修繕料の増額計上、農林水産費では、農地台帳システムの更新導入経費を新規計上するほか、南城市との交流促進として、歳入でもご説明申し上げました中山間地域所得確保推進事業、さらに姉妹都市産松阪牛素牛導入促進事業補助金を新設し、南城市産子牛の導入支援を図ります。

林業費においては、里山の森林管理整備事業費を新規計上、商工費では、観光振興事業のほか、冬の田丸城跡ライトアップ経費を増額計上し、土木費では、道路維持修繕費、道路新設改良費など、事業費不足額を増額しております。

消防費においては、Jアラート受信機、防災行政無線設備更新に伴う事業費を新規計上、教育費では、小学校費で熱中症対策として、各教室への冷凍庫設置経費を新規計上するほか、保健体育費において屋内体育館改修基本設計に係る業務委託料を新規計上しております。

公債費では、地方債の元金及び利子償還金を増額計上し、諸支出金では国・県への過年度返納金を増額補正しております。

なお、詳細は副町長から説明をさせます。

次に、議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正を行うものであります。

歳入歳出それぞれ629万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億7,512万3,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第66号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正並びに次期介護保険事業計画策定に係る委託料を新規に計上するものであります。

歳入歳出それぞれ2,693万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,464万3,000円とするものであります。

なお、詳細は保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第67号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等に係る人件費及び委託料に係る補正となります。収益的支出を276万3,000円減額し、水道事業費用の予算総額を3億810万2,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、職員給与費等に係る人件費及び管渠処理場施設に係る工事請負費、企業債元利償還金の確定に伴う補正となります。

収益的支出は527万円を減額し、下水道事業費用の予算総額を6億5,678万2,000円とするものです。

また、資本的支出は971万2,000円を増額し、支出の予算総額を5億6,992万3,000円とするものです。

なお、詳細は上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 田間副町長。

○副町長（田間 宏紀） 副町長、田間。

議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページのほうをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億793万8,000円の追加、予算総額を79億3,563万4,000円とするものであります。

同条第2項に規定する3ページからの第1条歳入歳出予算補正につきましては11ページから、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条及び第3条につきましては、8ページからの第2表、第3表にて説明をいたしますので、8ページのほうをお開きいただきますようお願いを申し上げます。

第2表繰越明許費につきましては、予算を翌年度に繰り越し、執行を可能とするもので、10款教育費、4項社会教育費、田丸城跡関連整備事業5,200万円について、施工時期、工期の関係より、3月末に事業完了が見込めないことから繰越明許の手續をお願いするものであります。

9ページ、第3表の地方債補正、1追加、9緊急防災・減災事業債につきましては、Jアラート受信機更新及び衛星系防災行政無線整備負担金に係る起債といたしまして、880万円を新規に計上いたしております。

変更、3緊急自然災害防災対策事業債につきましては、伊勢市が管理する汁谷川排水機場施設維持管理事業に充当する起債で、今回200万円を追加するものであります。

次に、事項別明細書になりますが、説明の便宜上、歳出からの説明といたします。

17ページをお願いをします。システムにつきましては21ページになります。

歳出の各費目における職員の人件費関係につきましては、4月1日付及び7月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関する人件費等の精査を各科目にて補正調整をいたしております。これら人件費につきましては、各科目にわたり補正をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。また、新規計上及び主なものの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、17ページの1款議会費、2款総務費の人件費は省略いたしますが、1款において、議員南城市視察経費を計上いたしております。

18ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費、7節報償費20万円については、70周年各種開催事業に係る費用として、7年度予算として新規に計上、2目文書広報費、17節備品購入費は議会撮影時等に使用するワイヤレスインカムセット更新のため、8万6,000円を増額計上しています。

次ページ、7目交通安全対策費では、15節原材料費にてカーブミラー等交通安全対策資材費100万円を増額、9目諸費29万1,000円は自治区の防犯灯設置補助金を実績見込みにより増額計上、10目地方創生推進費の14節工事請負費は、田丸駅前駐輪場屋根工事で2棟分から3棟分に変更いたしたく、これに係る経費680万円を増額計上しています。

なお、財源につきましては、地方活性化基金の繰入れで財源構成をいたしております。

20ページ、同款2項2目賦課徴収費では、令和9年度の評価替えに伴う土地鑑定評価分として、不動産鑑定委託料642万4,000円を増額しています。

次ページ、同款3項1目戸籍住民基本台帳費において、自治体情報システムの標準化に伴い、住民票異動の際にQRコード読み取りを行えるようにするため、設定費用として、12節デザイン委託料5万5,000円、及びQRコードリーダー購入を17節備品購入費31万9,000円を新規に計上するほか、13節使用料及び賃借料では、戸籍システム標準化開始が1か月後に変更となったため、16万9,000円を減額計上しています。

22ページ、同款5項1目統計調査総務費では、県委託金の交付決定に伴い、増減補正をしております。

次ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、27節繰出金で国民健康保険、介護保険特別会計へ各費目間繰出しを調整し、1,008万1,000円を増額計上、9目福祉保健施設費、10節需用費修繕料135万5,000円は、保健福祉会館の給食調理室給水管、駐車場ライン補修等に係る経費を計上しています。

24ページをお願いします。

同款2項1目児童福祉総務費における18節病児病後児保育事業分担金は、昨年度利用実績に基づき算出されるもので27万9,000円の増額、2目児童福祉施設費、10節修繕料70万4,000円は、保育所の消防点検結果に基づく修繕等を計上しています。

次ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、13節使用料及び賃借料は、情報システム標準化に伴う養育医療に係る健康管理システム使用料を新規に計上、同項2目予

防費においても、産後ケアに係る健康管理システム使用料として4万円増額計上、22節新型コロナワクチン確保事業返還金は、昨年度実施した事業の実績に基づき、返還金117万9,000円を新規に計上しています。

26ページ、6款農林水産費、1項農業費、1目農業委員会費において、農地台帳システムの更新に伴う委託料390万5,000円及びシステム用パソコン購入に係る備品購入費21万4,000円を新規に計上、3目農業振興費では、三重県農林水産支援センターと連携した担い手確保育成事業でイチゴをテーマに講演会、交流会等を開催する経費として7節講師報償費と8節旅費にて費用弁償を追加計上しています。

また、新規計上の12節中山間地域所得確保推進業務委託料510万円は、玉城町産米の南城市への新たな販路に係る調査事業で、財源として県補助金500万円を充当しています。

次ページ、18節では、新たな新規就農の交付対象者1組に伴う農業次世代人材投資資金交付金225万円を増額計上、全額補助金にて賄われるものでございます。

4目畜産振興費においては、南城市との交流促進の一環として、南城市産子牛を導入し、松阪牛の飼育に取り組む農家等を支援する姉妹都市産松阪牛素牛導入促進事業補助金を新設、半期分といたしまして30万円を計上するほか、これに関する南城市への調整視察経費として、旅費、燃料費、自動車借上げ料、合わせて41万円を新たに計上しています。

5目農地費、10節修繕料43万4,000円は、斎宮調整池トイレの防犯カメラの修繕を新規に計上、また、財源構成で地方債で説明を申し上げた緊急自然災害防止対策事業債200万円を充当いたしております。

2項1目林業費、12節委託料では、原地区里山の森林管理整備に係る森林経営管理業務委託料832万2,000円を新規計上、財源として森林環境譲与税現年分の充当と基金から150万円の繰入金で対応するもので、これに伴い森林環境譲与税基金積立金を皆減しています。

28ページをお願いします。

7款1項商工費、2目商工振興費、12節観光振興事業委託料は、町キャラクター「たままるくん」のミニマスコット作成などのPR商品や、各種観光案内看板の作成等に係る経費として219万5,000円を増額、また、活性化基金を活用し、田丸城跡の紅葉や石垣のライトアップに係る経費として、田丸城跡ライトアップ等事業委託料200万円を増額計上、観光誘客事業委託料22万円につきましては、国土交通省のガーデンツーリズムに登録された「伊勢国お庭街道」の一つ、玄甲舎を活用した誘客事業で、みえガーデンツーリズム協議会と連携し、魅力情報発信、誘客を図るものであります。

次ページ、8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、地元要望に伴う道路補修事業の増額で、10節修繕料200万円、及び12節委託料363万円は、実績見込みによる増額、14節道路維持補修工事費437万円は、町道栄町久保線補修に係る経費を増額計上、

3目道路新設改良費では、事業費の算定により工事請負費500万円を増額しています。

次ページ、同款4項1目都市計画総務費、18節公園事業補助金は、井倉区の新規要望等により増額計上いたしております。

同ページから31ページにかけて、5項1目住宅管理費、10節修繕料187万8,000円は、町営住宅の退去に伴う修繕、第二城東団地北側フェンス及び駐車場舗装修繕等に係る経費の計上、12節委託料では、公営住宅管理システムの機器更新に伴う委託料82万6,000円を新規に計上しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費では、来年度開催の三重県操法大会に向け、出場団員用のシューズ等の消耗品25万4,000円のほか、備品購入費240万8,000円は水冷式消防ポンプ、ホースや管鎗等の整備経費として増額計上、4目災害対策費、10節修繕料62万円は、トイレトラックへの蓄電池取付けに係る経費で、2分の1は命を守る防災減災総合県補助金を活用いたしております。

5目防災対策費では、緊急防災・減災事業債を活用し、12節Jアラート受信機更新業務委託料529万1,000円、18節衛星系防災行政無線整備負担金414万3,000円を計上しています。現在の衛星系防災行政無線設備は、第二世代システムと呼ばれる規格で、現行の運用が令和9年度までで終了し、第三世代システムに移行する整備計画で、これに係る負担金を計上しています、

32ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節給食関係修繕料は、有田小学校給食室内換気扇更新、及びグリーストラップ修繕等に係る費用を増額計上、17節学校備品購入費は、各小学校へ設置する防犯カメラの購入に係る経費として30万8,000円を増額、保健備品購入費は、熱中症対策として緊急対応いたしました各小学校の教室への冷凍庫設置経費を新規計上、これは冷却グッズを下校時にも活用できるよう、予算流用にて2学期始業前に対応したものであります。

次ページ、2目教育振興費、17節備品購入費において、学校事務の共同実施に係るパソコン更新費用を計上、3項1目中学校費、学校管理費、13節教育パソコン賃借料は、学習用パソコンのリース更新に伴う経費の増額、17節備品購入費では、小学校同様に防犯カメラ購入、給食室の電気式消毒保管器の導入に係る費用を新規に計上しています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は、34ページになります。

18節東海北陸社会教育研究大会参加負担金、今年度、岐阜県で開催される研究大会への社会教育委員及び事務局職員の参加費用として新規計上、次ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費、10節被服費は、美し国駅伝のレーシング服及びウインドブレーカー更新購入に係る経費を、ふるさと応援基金を活用し増額計上しています。

2目保健体育施設費、12節屋内体育館改修基本設計等業務委託料は、屋内体育館の改修の方向性を検討するための基本設計等費用として新規計上しています。屋内体育館は、県指定史跡に位置し、一度取り壊せば再建不可能であり、中学校の部活動、各種団体の

活用状況やお城広場利用者の雨・熱中症対策など、また、地域防災計画、町受援計画における物資拠点などを考慮し検討していく必要があることから、基本設計では各種事案の検討、各関係機関との調整を図りたく計上するものであります。

12款1項公債費は、令和6年度分の借入額確定に伴い、1目元金で517万1,000円、2目利子171万4,000円を増額計上、13款諸支出金、2項諸費、1目国庫支出金返納金544万7,000円、及び2目県支出金返納金358万1,000円は、過年度分の母子保健子育てなど、民生費関係補助事業の精算に係る補助金返還分を計上しています。

36ページ、14款予備費は、財源調整で57万7,000円を減額し、補正後予算額を2,942万3,000円としています。

次に歳入の説明をいたしますので、13ページにお戻りいただきますようお願いをいたします。タブレットにつきましては、17ページになります。

1款1項1目個人住民税においては、現年課税分で調定見込みにより1,924万3,000円の税込増を見込むほか、3項2目軽自動車税種別割では174万5,000円を増額計上をしています。

11款地方特例交付金は、算定額確定により399万6,000円を増額し、1,919万6,000円に、12款地方交付税も普通交付税の算定額確定により1,438万2,000円を追加し、19億4,738万1,000円としています。今年度の算定につきましては、基準財政需要額における地域振興費などの増額によるものであります。

14ページからの16款、17款の国県支出金は、国県の内示、事業費の精査による財源補正であり、主なものとして、16款2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として782万円を増額計上しています。現在、物価高騰対策として実施しているデジタル地域通貨たまネーポイント還元事業に充当し、充当分の地域活性化基金分につきましては、歳出で説明申し上げたとおり、田丸駅前駐輪場屋根設置工事、田丸城跡ライトアップ事業に組み替えております。

17款県支出金、1項2目民生費県負担金は、国費と連動し計上いたしております。

2項1目総務費県補助金では、命を守る防災減災総合県補助金31万円を新規計上、4目農林費県補助金では、中山間地域所得確保推進事業県補助金500万円を新規に計上するほか、新規就農者総合支援事業費県補助金225万円を増額計上しています。

次ページ、3項1目総務費県委託金では、各種統計調査の委託金を交付決定に伴い精算しています。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさと応援基金繰入金100万円は保健体育費に充当、12目森林環境譲与税基金繰入金は林業費に充当、14目文化財等管理基金繰入金は小林邸に係る事業経費に充当、次に、21款繰越金については、令和6年度決算額の確定に伴い、補正額1,129万5,000円を追加し、前年度繰越額を6,629万5,000円としています。

16ページ、22款諸収入、5項1目雑入の担い手確保育成活動助成金は、三重県農林水

産支援センターからのもので15万4,000円を新規計上、同項2目過年度収入については、介護保険及び障害者関係事業など前年度精算に伴うもので、国・県支出金合わせて2,829万5,000円を増額計上しています。

23款町債は、第3表地方債補正で説明申し上げたとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊） 提案理由の補足説明の途中ではございますが、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後00時58分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の補足説明を求めます。

保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

所管いたします議案第65号、第66号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、今回の補正予算は、主に4月の人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正1を行うものであります。

予算書7ページ、歳入をご覧ください。

3款県支出金、1項県補助金は、出産育児一時金に係る県補助金を増額しております。

5款繰入金、1項他会計繰入金では、人事異動に伴う国保担当職員の人件費の精査、出産育児一時金に係る繰入金の補正など、合わせて601万8,000円を増額しております。

8ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費では、人事異動に伴う人件費の精査により、各項目について補正を行っております。

2款保険給付費、4項出産育児諸費では、出産育児一時金のこれまでの給付実績と今後の見込みを勘案して、82万1,000円を増額しております。

9ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、過年度保険給付費等交付金その他の精算に伴う返還金、合わせて250万円を増額計上し、8款予備費において250万円減額し、調整をいたしております。

続きまして、議案第66号 令和7年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う補正、並びに次期介護保険事業計画策定に係る経費を新規に計上するものであります。

予算書5ページをお願いします。

第2表債務負担行為では、第10期介護保険事業計画等策定業務について、令和7年度から2か年かけまして、介護保険事業計画を策定するため、債務負担行為の期間及び限度額を設定いたしております。

次に、予算書9ページ、歳入をご覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金では、人事異動に伴う介護保険担当職員の人件費の精査、及び第10期介護保険事業計画策定に係る経費、並びに、低所得者保険料軽減繰入金の補正など、合わせて406万3,000円を増額計上いたしております。

7款繰越金、1項繰越金では、前年度決算に基づき2,287万円を増額し、補正後の予算額を2,387万円としています。

10ページ、歳出をご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費では、人事異動に伴う人件費及び介護保険システム標準化に係る委託料の精査のほか、第10期介護保険事業計画策定に係る経費を新規に計上しています。

同款3項介護認定審査会費では、介護認定審査会支援システム標準化に係る消耗品費及び委託料を増減しております。

11ページ、2款保険給付費、1項介護及び予防サービス等諸費は、歳入で説明をいたしました低所得者保険料軽減繰入金の補正に伴い、財源内訳を変更いたしております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、過年度国・県支出金等の精算に伴う返還金、合わせて1,341万円を増額計上し、7款予備費において961万7,000円を増額し、調整をいたしました。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 豊） 上下水道課、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

それでは、所管いたします第67号、第68号、2議案について補足説明をいたします。

議案第67号 令和7年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動に伴う給与等人件費の算定見直し、また、委託料の増額に伴うもので、第2条から第3条において関連する項目について補正をするものです。

詳細について、3ページをお開きください。

収益的収入に補正はなく、収益的支出で、1項営業費用、1目原水費では、職員給与、手当及び法定福利費等で92万1,000円を減額し、2目配水費では、タマキスイボトルドウォーター作成業務において、ペットボトルラベル等の制作原料の高騰に伴い、委託料を19万8,000円増額するものです。

4目総係費では、職員給与、手当及び法定福利費等で204万円を減額計上し、事業費

用総額3億810万2,000円とするものです。

なお、資本的収入及び支出については、補正はございません。

続きまして、議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動に伴う給与等人件費の算定見直し、企業債償還額の確定及び施設維持管理経費の増額に伴い、第2条から第4条において関連する項目について補正をするものです。

詳細について、3ページをお開きください。

収益的収入に補正はなく、収益的支出において、1項営業費用、3目総係費では、職員給与、手当及び法定福利費等645万3,000円の減額とし、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費において118万3,000円の増額、合わせまして事業費総額を6億5,678万2,000円とするものです。

続きまして、下段、資本的収入及び支出について、資本的収入に補正はなく、資本的支出において、1項建設改良費、1目管路施設費において、マンホールポンプ取扱い工事費として864万6,000円を増額、2目処理場施設費では、三郷・昼田処理場の電動弁取替え修繕費として112万2,000円を増額し、2項償還金、1目企業債償還金では、農業集落配水事業債の元金償還額確定に伴い、5万6,000円を減額、事業費総額を5億6,992万3,000円とするものです。

以上、議案第68号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 豊） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第25 請願第3号ないし日程第28 請願第6号

○議長（小林 豊） 次に、日程第25 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第28 請願第6号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

直ちに紹介議員の趣旨説明を求めます。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 3番、山口。

ただいま一括上程されました請願について、議長から趣旨説明を求められましたので、請願ごとに趣旨説明をさせていただきます。

この4請願は、直接教育現場に携わる学校長、教職員、児童生徒の保護者で組織されるPTAから提出されたものでございます。

提出者は、三重県度会郡PTA連絡協議会会長、三重県度会郡校長会会長、三重県教職員組合南勢志摩支部支部長であり、国の関係機関に意見書の提出を願うための請願であ

ります。

まず、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書から趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。未来を担う子供たちの豊かな学びを保障することは社会の基盤づくりのために極めて重要です。

国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度の充実を強く切望するものでございます。

次に、請願第4号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定実施と教育予算拡充を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

教職員不足、欠員の問題が深刻化している中、三重県においても、2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状は、子供たちにとって不利益にはかならず、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものであります。

また、教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちに向き合うには、人的配置そのものが不十分である。子供たちの豊かな学びを保障するためには、教職員の欠員の速やかな解消と全ての校種における教職員定数の改善が必要であります。

一方、私費負担の軽減を図り、公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決とつながると考えるところであります。

欠員を速やかに解消する施策の実行、教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充を強く切望するものであります。

次に、請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度の施策のより一層の充実が求められます。

全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものでございます。

最後に、請願第6号 防災対策の充実を求める請願書の趣旨説明を申し上げます。

2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%に当たる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。また、避難所運営に関しても課題が山積しており、子供たちの安心安全を確保するため、巨大地震の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望する

ものであります。

以上が、請願の趣旨でございます。

議員各位におかれましては、請願内容を十分にご理解賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日11日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後1時17分 散会)